

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	個人住民税関係事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

評価実施機関名

静岡県焼津市長

公表日

令和5年5月11日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の内容	・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、個人住民税の賦課徴収とそれに関する調査を行う。 ・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ①個人住民税賦課対象者の判定 ②課税資料(申告書等)の個人特定 ③個人住民税課税者の配偶者、扶養者の判定 ④個人住民税額の算定 ⑤納税通知書による個人住民税額の通知 ⑥個人住民税に関する証明書の発行 ⑦個人住民税台帳の照会 ⑧情報提供に必要な情報を「副本」として保持する
③対象人数	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	・当初課税機能: 課税資料(申告書等)より個人住民税税額を算定する。 ・課税台帳異動機能: 個人住民税の課税台帳異動(税額更正、徴収方法変更)を行う。 ・課税関連情報管理機能: 個人住民税の課税に関連する情報(賦課期日情報、扶養情報等)を管理する。 ・課税台帳照会機能: 個人住民税の課税情報(所得、控除、税額等)を照会する。 ・帳票作成: 個人住民税の各種証明書・納税通知書等を発行する。 ・宛名管理: 納税者の宛名情報を管理する。 ・中間サーバ機能: 符号管理機能、情報照会機能、情報提供機能、情報提供記録管理機能、情報提供データベース管理機能、セキュリティ管理機能、職員認証・権限管理機能、システム管理機能
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (課税原票管理システム)
システム2	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	①給与支払報告書や公的年金支払報告書のダウンロード機能 年金保険者からの年金支払報告書、事業所等からの給与支払報告書を電子データで受信する。 ②特別徴収税額通知データの送信機能 給与所得者又は年金所得者の特別徴収税額通知データを年金保険者や事業所等へ送信する。 ③申告データ審査・照会機能 地方税電子申告の申告データ審査と管理を行う。 ④申請・届出データ審査・照会機能 給与支払報告書、公的年金等支払報告書、特別徴収事務に関係する申請書(異動届出書等)の審査と管理を行う。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 ()

システム3	
①システムの名称	課税原票管理システム
②システムの機能	課税資料をイメージ管理し、整理・保管・閲覧等の効率化を図る
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 〇 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	①国税連携データ配信機能 国税庁から送信された連携データ(所得税確定申告書等データ、法定調書データ、扶養正情報等データ)を地方公共団体の受信サーバに配信し、地方公共団体で国税連携データを国税連携データ照会機能から利用できるようにする。 ②国税連携データ照会機能 『国税連携データ配信機能』によって国税庁から地方公共団体へ送信された国税連携データを地方公共団体で検索、表示、印刷、ダウンロードを行う。 ③団体間回送機能 他の地方公共団体へ課税用資料等を電子データとして送信する。扶養正情報等データを国税庁連絡サーバへ送信する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体統合宛番号」とを紐付け、当該情報を保管及び管理する。 ②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会を行い、情報提供の受領を行う。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求を受領し、当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システムとの間で符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持及び管理する。 ⑦データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能 セキュリティ管理を行う。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいたアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 〇 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム6～10		
3. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税課税情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	行政経営部課税課	
②所属長	課税課長	
7. 他の評価実施機関		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

個人住民税課税情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の課税者、配偶者、被扶養者および給与特別徴収義務者(個人)	
	その必要性	個人住民税課税事務において、個人住民税課税情報および関連する情報(配偶者、被扶養者、給与特別徴収義務者)を管理するため。 また地方税法第十七条の五で定める更正、決定又は賦課決定の期間内は、該当情報を管理する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報及び連絡先、その他住民票関係情報:個人住民税課税計算、配偶者および扶養者の判定、納税義務者への納税通知書の送付、課税者への連絡を行うために保有する。 ・国税関係情報、地方税関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報:個人住民税課税計算を行うために保有。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日	
⑥事務担当部署	行政経営部課税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課・福祉関係各課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 各省庁、年金保険者 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市区町村、都道府県、年金保険者 ） ☐ 民間事業者 （ 事業者、年金保険者 ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ eLTAX、国税連携システム(LGWAN) ）
③使用目的 ※		個人住民税の課税計算に使用するため。
④使用の主体	使用部署	行政経営部課税課
	使用者数	10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・課税資料(申告書等)の課税対象者、配偶者、扶養者の個人特定を行い、適正な個人住民税課税計算を行う。
	情報の突合	・課税資料(申告書等)の課税対象者、配偶者、扶養者を個人番号または4情報により突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		課税資料(申告書等)入力に関する事務における特定個人情報ファイルの一部取扱い
①委託内容		大量の課税資料(申告書等)のシステム登録用データ作成に関する事務を、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 SBS情報システム
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託先の個人情報保護に関するセキュリティポリシーが基準を満たしている。
	⑥再委託事項	課税資料(申告書等)のシステム登録用データ作成
委託事項2		個人住民税システムのシステム保守における特定個人情報ファイルの一部の取扱
①委託内容		課税データをシステム上で管理し、税務システムや課税原票管理システムなどの保守管理、税通の封入封緘業務などを実施するために、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託。
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 SBS情報システム
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託先の個人情報保護に関するセキュリティポリシーが基準を満たしている。
	⑥再委託事項	課税原票管理システムの更新業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (64) 件 ☐ 移転を行っている (34) 件 ☐ 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2
②提供先における用途	番号法別表第2及び焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に関する各事務
③提供する情報	番号法別表第2及び焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例における地方税に関する特定個人情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第2における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (基幹系システム(税務システム)の直接参照)
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度

① 移転先1	番号法別表第一の上欄に掲げる者(別紙2を参照)
② 法令上の根拠	番号法第9条第2項、焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
③ 移転先における用途	番号法別表第一の下欄に掲げる事務(別紙2を参照)
④ 移転する情報	個人住民税関係情報
⑤ 移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑥ 移転する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第2における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
⑦ 移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐
⑧ 時期・頻度	当初賦課決定時及び税額変更決定時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<焼津市における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

個人住民税賦課事務 重点項目評価書 別紙 1

提供先（番号法別表第二に定める事務を行う者）

別表第二 の項番	提供先	提供先における用途
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
63	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
64	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
65	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
71	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
74	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
84	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
85の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
91	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
92	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
113	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
115	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
121	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

提供先（番号法第19条第11号に基づき制定する条例に定める事務を行う者）

提供先	提供先における用途
焼津市教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの
焼津市教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
焼津市教育委員会	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの

個人住民税賦課事務 重点項目評価書 別紙2

移転先（番号法別表第一に定める事務を行う部署）

別表第一 の項番	移転先（部署名）	移転先における用途
8	子育て支援課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
	障害福祉課	
	保育・幼稚園課	
9	子育て支援課	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	健康づくり課	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	障害福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	地域福祉課	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	納税促進課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの
	国保年金課	
19	建築住宅課	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	納税促進課	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
	国保年金課	
34	障害福祉課	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	子育て支援課	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	地域包括ケア推進課	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	障害福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
	子育て支援課	
49	健康づくり課	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	子育て支援課	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	国保年金課	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
63	地域福祉課	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
68	介護保険課	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
	地域包括ケア推進課	
84	障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
94	保育・幼稚園課	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
	子育て支援課	
100	保育・幼稚園課	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

移転先（番号法第 9 条第 2 項に基づき制定する条例に定める事務を行う者）	
移転先（部署名）	移転先における用途
地域福祉課	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
子育て支援課	母子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
健康づくり課	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
子育て支援課	子どもの傷病に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
介護保険課	介護保険サービスを利用する者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	窓口において申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
個人番号の取得時には十分な本人確認が行われるように、マニュアル整備及び職員研修等の実施によって職員の実務能力及び意識の向上を図る。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号を保有するシステムにアクセスする場合は、アクセス制御を行う事によりアクセスできる情報の制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は5年間保存している。また記録は月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・個人情報の取り扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、委託先の視察・監査を行うことができる	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・提供の禁止を契約書或いは仕様書に明記している。	
その他の措置の内容	・課税資料の入力業務委託に関しては、受け渡し時に入力原票の種類・数量を記載した送付書を授受している。 ・委託先に紙により特定個人情報を提供する場合、受け渡しを管理簿にて日付、通数等、收受記録等を残している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	関係職員に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施(研修会に参加)。	
10. その他のリスク対策		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	焼津市行政経営部課税課市民税担当 〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 電話番号 054-626-2149
②請求方法	・「個人情報の保護に関する法律」及び「焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。 ・市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせであれば、その事実確認を行うために、相応の処理期間を要する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年5月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙 別添1参照

(別添 1) 特定個人情報ファイル記録項目

II 特定個人情報ファイルの概要ー 2. 基本情報ー④記録される項目ー全ての記録項目

宛名情報

個人番号, 宛名番号, 統合宛名番号, 世帯番号, 氏名, 性別, 生年月日, 住所, 電話番号, 行政区コード, 支所コード, 地区コード, 班コード, 住民でなくなる日, 住民でなくなる事由

課税情報

宛名番号, 年度分, 算定団体コード, 履歴連番, 処理日, 異動日, 異動事由, 異動事由補足, 申告区分, 徴収区分, 指定番号, 整理番号, 受給者番号, 納税者番号, 税務署連絡区分, 警告エラー無視サイン, 強制課税区分, 手入力区分, 前住地課税区分, 賦課期日所在地コード, 所得 営業等, 所得 営業 (営業等内訳), 所得 他事 (営業等内訳), 所得 漁業 (営業等内訳), 所得 農業, 所得 肉用牛 (免税・免外計), 所得 肉用牛 (免外売却価格), 所得 不動産, 所得 利子, 所得 配当 (配当控除適用分), 所得 配当 (配当控除適用無分), 所得 配当 (少額), 所得 給与, 所得 公的年金, 所得 雑, 所得 譲渡一時, 所得 一時 (2 分の 1 前), 所得 総合短期, 所得 総合譲渡長期 (2 分の 1 前), 所得 分離山林, 所得 退職, 所得 分離事業・雑, 所得 分離短期, 所得 分離短期軽減, 所得 分離長期 (一般), 所得 分離長期 (優良), 所得 分離長期 (居住), 所得 分離有価証券, 所得 分離有価証券 (特例), 所得 分離商品先物取引, 所得 特控後 分離山林, 所得 特控後 分離短期, 所得 特控後 分離短期軽減, 所得 特控後 分離長期 (一般), 所得 特控後 分離長期 (優良), 所得 特控後 分離長期 (居住), 所得 特控後 分離有価証券, 所得 特控後 分離有価証券 (特例), 合計所得金額, 総所得金額, 総所得金額等, 純損失の金額, 雑損失の金額, 所得 分離商品先物取引繰越控除, 専従者控除 配偶者, 専従者控除 その他, 平均課税 (所得 前々年の変動所得), 平均課税 (所得 前年の変動所得), 平均課税 (所得 変動所得), 平均課税 (所得 臨時所得), 特別控除 一時, 特別控除 総合譲渡, 特別控除 短期, 特別控除 短期軽減, 特別控除 長期 (一般), 特別控除 長期 (優良), 特別控除 長期 (居住), 特別控除 山林, 特別控除 有価証券, 特別控除 有価証券 (特例), 給与収入 (一般), 給与収入 (専従), 給与 (特定控除), 公的年金収入, 本人 特別障害, 本人 その他障害, 本人 老年者, 本人 寡婦, 本人 寡夫, 本人 勤労学生, 本人 未成年, 本人 夫あり, 控除対象配偶者あり, 控除対象配偶者あり (老人), 配偶者所得, 扶養一般, 扶養 特定, 扶養 老人同居, 扶養 老人合計, 扶養 障害 (特別同居), 扶養 障害 (特別合計), 扶養 障害 (その他), 青色申告区分, 専従者 配偶者, 専従者 その他, 非課税所得区分 1, 非課税所得金額 1, 控除 雑損, 控除 医療費, 控除 社会保険料, 控除 小規模企業共済等掛金, 控除 生命保険料, 控除 損害保険料, 控除 寄付金, 控除 配偶者特別, 控除 配偶者, 控除 本人, 控除 扶養, 控除 扶養障害, 控除 基礎, 旧・生命保険 支払額, 旧・生命保険 個人年金支払額, 損害保険 短期支払額, 損害保険 長期支払額, 所得控除 合計, 退職 退職収入 (現年課税分), 退職 所得税用退職 (前年源泉分), 退職 勤続年数, 退職 障害区分, 所得税 控除 損害保険料, 所得税 控除 生命保険料, 所得税 控除 配偶者特別, 所得税 控除 寄付金, 所得税 合計所得, 所得税 所得控除計, 所得税 その他税額控除, 所得税 所得税額, 計算値 合計所得金額, 計算値 控除額合計, 計算値 配当控除, 計算値 特別減税額, 計算値 所得税額, 保育用所得税額, 課税標準額 総合, 課税標準額 総合 (実計), 課税標準額 肉用牛, 課税標準額 山林, 課税標準額 退職, 課税標準額 事業・雑, 課税標準額 短期, 課税標準額 短期軽減, 課税標準額 長期 (一般), 課税標準額 長期 (優良), 課税標準額 長期 (居住), 課税標準額 有価証券, 課税標準額 有価証券 (特例), 課税標準額 商品先物取引, 課税標準額 合計, 市民税 総合, 市民税 肉用牛, 市民税 山林, 市民税 退職, 市民税 事業・雑, 市民税 短期, 市民税 短期 (軽減), 市民税 長期 (一般), 市民税 長期 (優良), 市民税 長期 (居住), 市民税 有価証券, 市民税 有価証券 (特例), 市民税 商品先物取引, 市民税 合計, 市民税 配当控除, 市民税 外国税額控除, 市民税 調整額, 市民税 定率控除額, 市民税 端数, 市民税 所得割, 市民税 減免額 (所得割), 市民税 均等割, 市民税 減免額 (均等割), 県民税 総合, 県民税 肉用牛, 県民税 山林, 県民税 退

職, 県民税 事業・雑, 県民税 短期, 県民税 短期軽減, 県民税 長期 (一般), 県民税 長期 (優良), 県民税 長期 (居住), 県民税 有価証券, 県民税 有価証券 (特例), 県民税 商品先物取引, 県民税 合計, 県民税 配当控除, 県民税 外国税額控除, 県民税 調整額, 県民税 定率控除額, 県民税 端数, 県民税 所得割, 県民税 減免額 (所得割), 県民税 均等割, 県民税 減免額 (均等割), 差引年税額, 収入 営業等, 収入 営業 (営業等内数), 収入 漁業 (営業等内数), 収入 他事 (営業等内数), 収入 農業, 収入 肉用牛, 収入 不動産, 収入 利子, 収入 配当 (配当控除適用分), 収入 配当 (配当控除適用無分), 収入 配当 (少額配当分), 収入 雑, 収入 一時, 収入 総合譲渡短期, 収入 総合譲渡長期, 収入 分離事業・雑, 収入 分離短期, 収入 分離短期軽減, 収入 分離長期 (一般), 収入 分離長期 (優良), 収入 分離長期 (居住), 収入 分離山林, 収入 分離有価証券, 収入 分離有価証券 (特例), 収入 商品先物, 損益 経常所得, 損益 分離短期, 損益 分離短期軽減, 損益 総合譲渡短期, 損益 分離長期一般, 損益 分離長期優良, 損益 分離長期居住, 損益 譲渡一時, 損益 分離山林, 損益 退職, 国保 推定所得, 国保 繰越損失, 国保 繰越損失軽減用, 特例適用条文長期, 特例適用条文短期, 特例適用条文予備, 配当割額又は特定株式等譲渡割額, 配当割額又は特定株式等譲渡割額の控除額 (市町村), 配当割額又は特定株式等譲渡割額の控除額 (県), 決裁区分, 併徴元区分, 転送区分, 有価証券繰越損失, 損益予備 2, 作成日, 更新日, 更新時間, 更新職員宛名番号, 更新端末番号, 市民税 老年者非課税経過措置, 県民税 老年者非課税経過措置, 市民税 配当譲渡割控除不足額, 県民税 配当譲渡割控除不足額, 市民税 調整控除額, 県民税 調整控除額, 所得 分離長期 (居住特例), 分離長期 (居住特例) の損失, 異動事由 2, 異動事由 3, 非課税区分, 収入 配当 (私募証券), 収入 配当 (一般外貨建等証券), 所得 配当 (私募証券), 所得 配当 (一般外貨建等証券), 強制発送区分, 所得税 外国税額控除, 所得税 住宅ローン控除, 資料番号, 住宅控除見込額 (入力値), 税源移譲減額, 市民税 住宅取得等特別控除, 県民税 住宅取得等特別控除, 市民税 税源移譲減額, 県民税 税源移譲減額, 翌年申告作成区分, 住宅控除見込額 (計算値), 住宅控除可能額, 外国税額, 外国所得, 外国所得税額, 県・税源移譲減額, 寄附金 (都道府県・市区町村分), 寄附金 (共募・赤十字分), 寄附金 (市区町村条例指定分), 寄附金 (都道府県条例指定分), 市民税 寄附金控除, 県民税 寄附金控除, 条約適用利子等所得額, 条約適用配当等所得額, 条約適用利子税率 (%), 条約適用配当税率 (%), 課税標準額 条約適用利子, 課税標準額 条約適用配当, 市民税 条約適用利子, 市民税 条約適用配当, 県民税 条約適用利子, 県民税 条約適用配当, 配当割額, 株譲渡割額, 収入 上場株式配当, 所得 上場株式配当, 損失 上場株式配当, 課税標準額 上場株式配当, 市民税 上場株式配当, 県民税 上場株式配当, 居住年月日 1 (西暦), 居住年月日 2 (西暦), 所得税 課税標準額 (入力値), 所得税 税控前税額 (入力値), 所得税 配当控除 (入力値), 所得税 試験等控除 (入力値), 所得税 課税標準額 (計算値), 所得税 税控前税額 (計算値), 支払医療費, 扶養 年少, 新・生命保険 支払額, 生命保険 介護医療支払額, 新・生命保険 個人年金支払額, 所得税 災害減免, 所得税 復興特別 (入力値), 所得税 復興特別 (計算値), 特定取得該当 1, 特定取得該当 2, 寄附金申告特例 (都道府県・市区町村分), 市民税 寄附金申告特例控除, 県民税 寄附金申告特例控除, 特定中小株式繰損, 控除 医療費区分, 条約適用利子等所得額区分, 条約適用配当等所得額区分, 所得金額調整控除, 所得金額調整控除区分, 扶養 所得金額調整控除対象親族, 本人 ひとり親, 所得 雑業務, 収入 雑業務

調定情報

宛名番号, 調定年度, 年度分, 算定団体コード, 期割団体コード, 団体内外区分, 通知書番号, 履歴連番, 市民税 所得割, 県民税 所得割, 市民税 均等割, 県民税 均等割, 市民税 減免額 (所得割), 市民税 減免額 (均等割), 県民税 減免額 (所得割), 県民税 減免額 (均等割), 合計調定額, 普徴調定額1期, 普徴調定額2期, 普徴調定額3期, 普徴調定額4期, 普徴調定額5期, 普徴調定額6期, 普徴調定額7期, 普徴調定額8期, 普徴調定額9期, 普徴調定額10期, 普徴調定額11期, 普徴調定額12期, 特徴調定額1期, 特徴調定額2期, 特徴調定額3期, 特徴調定額4期, 特徴調定額5期, 特徴調定額6期, 特徴調定額7期, 特徴調定額8期, 特徴調定額9期, 特徴調定額10期, 特徴調定額11期, 特徴調定額12期, 異動日, 課税所得区分, 作成日, 更新日, 更新時間, 更新職員宛名番号, 更新端末番号, 処理日, 更正計算区分, 済月, 開始月, 年金特徴調定

額1, 年金特徴調定額2, 年金特徴調定額3, 年金特徴調定額4, 年金特徴調定額5, 年金特徴調定額6, 年金特徴調定額7, 年金特徴調定額8, 年金特徴調定額9, 年金特徴調定額10, 年金特徴調定額11, 年金特徴調定額12, 特徴義務者コード, 年金コード, 年金特徴普徴調整額, 年金特徴仮調定額4月, 年金特徴仮調定額6月, 年金特徴仮調定額8月

申告書情報

宛名番号, 年度分, 算定団体コード, バッチ連番, 処理コード, 資料番号, 合算区分, 申告区分, 徴収区分, 指定番号, 整理番号, 受給者番号, パンチ生年月日, パンチ氏名カナ, 納税者番号, 税務署連絡区分, 警告エラー無視サイン, 強制課税区分, 手入力区分, 所得 営業等, 所得 営業 (営業等内訳), 所得 他事 (営業等内訳), 所得 漁業 (営業等内訳), 所得 農業, 所得 肉用牛 (免税・免外計), 所得 肉用牛 (免外売却価格), 所得 不動産, 所得 利子, 所得 配当 (配当控除適用分), 所得 配当 (配当控除適用無分), 所得 配当 (少額), 所得 給与, 所得 公的年金, 所得 雑, 所得 譲渡一時, 所得 一時 (2分の1前), 所得 総合短期, 所得 総合譲渡長期 (2分の1前), 所得 退職, 所得 分離山林, 所得 分離事業・雑, 所得 分離短期, 所得 分離短期軽減, 所得 分離長期 (一般), 所得 分離長期 (優良), 所得 分離長期 (居住), 所得 分離有価証券, 所得 分離有価証券 (特例), 所得 分離商品先物取引, 合計所得金額, 総所得金額, 総所得金額等, 純損失の金額, 雑損失の金額, 所得 分離商品先物取引繰越控除, 専従者控除 配偶者, 専従者控除 その他, 平均課税 (所得 前々年の変動所得), 平均課税 (所得 前年の変動所得), 平均課税 (所得 変動所得), 平均課税 (所得 臨時所得), 特別控除 一時, 特別控除 総合譲渡, 特別控除 短期, 特別控除 短期軽減, 特別控除 長期 (一般), 特別控除 長期 (優良), 特別控除 長期 (居住), 特別控除 山林, 特別控除 有価証券, 特別控除 有価証券 (特例), 給与収入 (一般), 給与収入 (専従), 給与 (特定控除), 公的年金収入, 本人 特別障害, 本人 その他障害, 本人 老年者, 本人 寡婦, 本人 寡夫, 本人 勤労学生, 本人 未成年, 本人 夫あり, 控除対象配偶者あり, 控除対象配偶者あり (老人), 配偶者所得, 扶養 一般, 扶養 特定, 扶養 老人同居, 扶養 老人合計, 扶養 障害 (特別同居), 扶養 障害 (特別合計), 扶養 障害 (その他), 青色申告区分, 専従者 配偶者, 専従者 その他, 非課税所得区分1, 非課税所得金額1, 控除 雑損, 控除 医療費, 控除 社会保険料, 控除 小規模企業共済等掛金, 控除 生命保険料, 控除 損害保険料, 控除 寄付金, 控除 配偶者特別, 控除 配偶者, 控除 本人, 控除 扶養, 控除 障害 (扶養控除内数), 控除 基礎, 旧・生命保険 支払額, 旧・生命保険 個人年金支払額, 損害保険 短期支払額, 損害保険 長期支払額, 所得控除 合計, 退職 退職収入 (現年課税分), 退職 所得税用退職 (前年源泉分), 退職 勤続年数, 退職 障害区分, 所得税 控除 損害保険料, 所得税 控除 生命保険料, 所得税 控除 配偶者特別, 所得税 控除 寄付金, 所得税 合計所得, 所得税 所得控除計, 所得税 その他税額控除, 所得税 所得税額, 計算値 合計所得金額, 計算値 控除額合計, 計算値 配当控除, 計算値 特別減税額, 計算値 所得税額, 収入 営業等, 収入 営業 (営業等内数), 収入 漁業 (営業等内数), 収入 他事 (営業等内数), 収入 農業, 収入 肉用牛, 収入 不動産, 収入 利子, 収入 配当 (配当控除適用分), 収入 配当 (配当控除適用無分), 収入 配当 (少額配当分), 収入 雑, 収入 一時, 収入 総合譲渡短期, 収入 総合譲渡長期, 収入 分離事業・雑, 収入 分離短期, 収入 分離短期軽減, 収入 分離長期 (一般), 収入 分離長期 (優良), 収入 分離長期 (居住), 収入 分離山林, 収入 分離有価証券, 収入 分離有価証券 (特例), 収入 分離商品先物, 特例摘要条文長期, 特例摘要条文短期, 特例摘要条文予備, エラー区分, エラー内容, 作成日, 更新日, 更新時間, 更新職員宛名番号, 更新端末番号, 配当・譲渡割額, 株式譲渡の損失, 併徴先判定区分, 転送区分, 転送先コード, 転送日, 所得 分離長期 (居住特例), 分離長期 (居住特例) の損失, 収入 配当 (私募証券), 収入 配当 (一般外貨建等証券), 所得 配当 (私募証券), 所得 配当 (一般外貨建等証券), 所得税 外国税額控除, 所得税 住宅ローン控除, 住宅控除見込額 (入力値), 翌年申告作成区分, 住宅控除見込額 (計算値), 住宅控除可能額, 特普区分, 寄附金 (都道府県・市区町村分), 寄附金 (共募・赤十字分), 寄附金 (市区町村条例指定分), 寄附金 (都道府県条例指定分), 配当割額, 株譲渡割額, 収入 上場株式配当, 所得 上場株式配当, 損失 上場株式配当, 居住年月日1 (西暦), 居住年月日2 (西暦), 所得税 課税標準額 (入力値), 所得税 税控前税額 (入力値), 所得税 配当控除 (入力値), 所得税 試験等控除 (入力値), 所

得税 課税標準額（計算値），所得税 税控前税額（計算値），支払医療費，国税連携データ取込日，国税連携データ取込日毎の連番，イメージ取込日，イメージ連番，利用者識別番号，算入強制区分，二表入力状況，二表入力状況詳細，二表入力要否，二表入力日，二表入力職員番号，受付番号，バッチ番号，異動年月日，連絡データ作成年月日，帳票番号，パンチ氏名漢字，資料区分，扶養 年少，新・生命保険 支払額，生命保険 介護医療支払額，新・生命保険 個人年金支払額，所得税 災害減免，所得税 復興特別（入力値），所得税 復興特別（計算値），特定取得該当1，特定取得該当2，寄附金申告特例（都道府県・市区町村分），特定中小株式繰損，扶養 非居住者数，控除 医療費区分，所得金額調整控除，所得金額調整控除区分，扶養 所得金額調整控除対象親族，本人 ひとり親，所得 雑業務，収入 雑業務

給与支払報告書情報

宛名番号，年度分，算定団体コード，バッチ連番，処理コード，資料番号，合算区分，申告区分，徴収区分，指定番号，整理番号，受給者番号，パンチ氏名カナ，パンチ生年月日，専給区分，給与収入一般，給与収入専従，給与特定控除，給与所得，所得控除合計，源泉徴収税額，源泉徴収税額内未納，源泉徴収税額計算値，控除対象配偶者あり，控除対象配偶者あり（老人），配偶者特別控除，扶養 特定，扶養 同居老親，扶養 老人合計，扶養 一般，扶養 障害（特別同居），扶養 障害（特別合計），扶養 障害（その他），控除 小規模企業共済等掛金，控除 社会保険料，控除 生命保険料，控除 損害保険料，控除 住宅取得特別，定率控除額，前職分給与，配偶者所得，旧・生命保険 個人年金支払額，損害保険長期支払額，本人 夫あり，本人 未成年，乙欄 区分，本人 特別障害，本人 その他障害，本人 老年者，本人 寡婦，本人 寡夫，本人 勤労学生，死亡退職，災害者，外国人，就退職区分，就退職年月日，算入強制区分，強制親区分，警告エラー無視サイン，併徴先判定区分，エラー区分，エラー内容，作成日，更新日，更新時間，更新職員宛名番号，更新端末番号，国民年金保険料等，転送区分，転送先コード，転送日，年調区分，住宅取得等控除可能額，摘要，入力区分，特別徴収義務者コード，性別コード（男子：1 女子：2），氏名（漢字），郵便番号，住所（漢字），居住年月日1（西暦），居住年月日2（西暦），住借用給報所得，住借用給報控除，住借控除額（計算値），扶養 年少，旧・生命保険 支払額，新・生命保険 支払額，生命保険 介護医療支払額，新・生命保険 個人年金支払額，特定取得該当1，特定取得該当2，扶養 非居住者数，住宅借入金等特別控除適用数，住宅借入金年末残高1，住宅借入金年末残高2，住宅特別控除区分（1回目），住宅特別控除区分（2回目），基礎控除額，所得金額調整控除，扶養 所得金額調整控除対象親族，本人 ひとり親

公的年金支払報告書情報

宛名番号，年度分，算定団体コード，バッチ連番，処理コード，資料番号，合算区分，入力区分，徴収区分，指定番号，パンチ生年月日，パンチ氏名カナ，年金収入，年金所得，源泉徴収税額，源泉徴収税額内未納，源泉徴収税額計算値，定率控除額，配偶者所得，配偶者特別控除，控除対象配偶者あり，控除対象配偶者あり（老人），本人 特別障害，本人 その他障害，本人 老年者，本人 寡婦，本人 寡夫，本人 勤労学生，扶養 特定，扶養 同居老親，扶養 老人合計，扶養 一般，扶養 障害（特別同居），扶養 障害（特別合計），扶養 障害（その他），控除 社会保険料，算入強制区分，強制親区分，本人 夫あり，警告エラー無視サイン，エラー区分，エラー内容，作成日，更新日，更新時間，更新職員宛名番号，更新端末番号，転送区分，転送先コード，転送日，特別徴収義務者コード，性別コード，氏名（漢字），郵便番号，住所（漢字），扶養 年少，扶養 非居住者数，本人 ひとり親

退職分離情報

宛名番号，年度分，支払年分，算定団体コード，履歴連番，分離退職収入，勤続年数，障害区分，分離退職所得，課税標準額，市民税，県民税，退職税額，税額強制区分，作成日，更新日，更新時間，更新職員宛名番号，更新端末番号，税額控除区分，半額控除区分

退職分離調定情報

指定番号, 調定年度, 年度分, 団体コード, 期割団体コード, 科目コード, 科目詳細コード, 通知書番号, 論理期別, 履歴連番, 年月, 現年過年区分, 人員, 調定額, 不納欠損額, 異動日, 作成日, 更新日, 更新時間, 更新職員宛名番号, 更新端末番号

賦課期日情報

宛名番号, 年度, 算定団体コード, 履歴連番, 氏名カナ, 氏名漢字, 生年月日, 性別, 町名, 番地, 方書, 地区コード, 行政区コード, 班コード, 世帯番号, 世帯主かな, 世帯主氏名漢字, 記載順位, 続柄名, 続柄区分, 続柄コード1, 続柄コード2, 続柄コード3, 続柄コード4, 現存区分, 人格区分, 住民となる判定日, 住民となる事由, 住民でなくなる日, 住民でなくなる事由, 転出確定区分, 配偶者宛名番号, 生活保護区分, 障害者区分1, 障害者区分2, 障害者区分3, 国保資格, 介護保険資格, 国民年金資格, 国民年金記号, 国民年金番号, 各種情報1, 各種情報2, 各種情報3, 各種情報4, 申告書作成区分, 前年申告区分, 前年徴収区分, 本人 老年者, 本人 未成年, 作成日, 更新日, 更新時間, 更新職員宛名番号, 更新端末番号, 郵便番号, 郵便番号BC, 住登外課税区分, 市町村コード, 大字コード, 本番, 枝番1, 枝番2, 枝番3, 方書コード, 街区番号, 棟, 号

扶養関係情報

宛名番号, 年度分, 扶養者宛名番号, 扶養関係コード, 履歴連番, 作成日, 更新日, 更新時間, 更新職員宛名番号, 更新端末番号

中間サーバ

情報提供用個人識別符号、団体内統合宛名番号

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月6日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市総務部総務課 法規文書担当 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2151	焼津市財政部課税課市民税担当 〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 電話番号 054-626-2149	事前	
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	課税課長 藪内 正記	課税課長 村松 和之	事前	
平成29年1月26日	評価実施機関名	静岡県焼津市長 中野 弘道	静岡県焼津市長	事前	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長 村松和之	課税課長 池谷 孝由	事前	
令和1年11月29日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 電話番号 054-623-4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 電話番号 054-623-4791	事前	
令和1年11月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長 池谷 孝由	課税課長	事後	人事異動に伴う変更の便宜のため
令和1年11月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	—	(追加)システム5 中間サーバー	事後	記載内容の修正
令和1年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	SBS情報システム(株)	株式会社 SBS情報システム	事後	錯誤による記載内容の修正
令和1年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	SBS情報システム(株)	株式会社 SBS情報システム	事後	錯誤による記載内容の修正
令和1年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途	番号法別表第2に関する各事務	番号法別表第2及び焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に関する各事務	事後	記載内容の修正
令和1年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ③提供する情報	番号法別表第2における地方税に関する特定個人情報	番号法別表第2及び焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例における地方税に関する特定個人情報	事後	記載内容の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び番号法に基づく個人番号の利用及び 焼津市の個人情報保護条例案	番号法第9条第2項、焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	記載内容の修正
令和1年11月29日	Ⅳ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	焼津市総合政策部情報戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 電話番号 054-623-4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 電話番号 054-623-4791	事後	機構改革に伴う変更
令和1年11月29日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	—	(課税情報の末尾に以下を追加) 特定取得該当1,特定取得該当2,寄附金申告特例(都道府県・市区町村分),市民税 寄附金申告特例控除,県民税 寄附金申告特例控除,特定中小株式繰損控除,医療費区分,条約適用利子等所得額区分,条約適用配当等所得額区分 (調定情報の末尾に以下を追加) 年金特徴仮調定額4月,年金特徴仮調定額6月,年金特徴仮調定額8月 (申告書情報の末尾に以下を追加) 特定取得該当1,特定取得該当2,寄附金申告特例(都道府県・市区町村分) 特定中小株式繰損,扶養 非居住者数,控除医療費区分 (給与支払報告書情報の末尾に以下を追加) 特定取得該当1,特定取得該当2,扶養 非居住者数,住宅借入金等特別控除適用数,住宅借入金年末残高1,住宅借入金年末残高2,住宅特別控除区分(1回目),住宅特別控除区分(2回目) (公的年金支払報告書情報の末尾に以下を追加) 扶養 非居住者数	事後	法令等の改正、システム更新に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 提供先No.	1～56	—(列削除)	事後	法改正等に伴う項目加除の便宜のため
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番8 提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番20 提供先	—	市町村長	事後	法令等の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番20 提供先における用途	—	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番38 提供先	—	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番38 提供先における用途	—	学校保健安全法による医療に要する費用につ いての援助に関する事務であって主務省令で 定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番53 提供先	—	市町村長	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番53 提供先における用途	—	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番57 提供先における用途	児童福祉手当法による児童扶養手当の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	記載内容の修正
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番71 提供先における用途	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用 の安定及び職業生活の充実等に関する法律に よる職業転換給付金の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番85の 2 提供先	—	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及 び管理を行う都道府県知事又は市町村長	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番85の 2 提供先における用途	—	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 による賃貸住宅の管理に関する事務であって 主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番94 提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は保険料 の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番107 提供先における用途	特例障害者に対する特別障害給付金の支給に 関する法律による特別障害給付金の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に 関する法律による特別障害給付金の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの	事後	記載内容の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月29日	別紙1 別表第二の項番116 提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙1 提供先(番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者)	—	(行追加)	事後	同一団体内別機関を提供先とすることを明示
令和1年11月29日	別紙1 提供先(番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 提供先	—	(行追加)	事後	同一団体内別機関を提供先とすることを明示
令和1年11月29日	別紙1 提供先(番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 提供先における用途	—	(行追加)	事後	同一団体内別機関を提供先とすることを明示
令和1年11月29日	別紙1 提供先(番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 提供先	—	焼津市教育委員会	事後	同一団体内別機関を提供先とすることを明示
令和1年11月29日	別紙1 提供先(番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 提供先における用途	—	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	事後	同一団体内別機関を提供先とすることを明示
令和1年11月29日	別紙1 提供先(番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 提供先	—	焼津市教育委員会	事後	同一団体内別機関を提供先とすることを明示
令和1年11月29日	別紙1 提供先(番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 提供先における用途	—	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	事後	同一団体内別機関を提供先とすることを明示
令和1年11月29日	別紙1 提供先(番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 提供先	—	焼津市教育委員会	事後	同一団体内別機関を提供先とすることを明示
令和1年11月29日	別紙1 提供先(番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 提供先における用途	—	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの	事後	同一団体内別機関を提供先とすることを明示

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月29日	別紙2 移転先No.	1～27	－(列削除)	事後	法改正等に伴う項目加除の便宜のため
令和1年11月29日	別紙2 提供先における用途	提供先における用途	移転先における用途	事後	記載内容の修正
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番8 移転先(部署名)	こども育成課	保育・幼稚園課	事後	機構改革に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番10 移転先(部署名)	健康増進課	健康づくり課	事後	機構改革に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番12 移転先(部署名)	－	地域福祉課	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番12 移転先における用途	－	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番15 移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るため法律番号削除
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番16 移転先(部署名)	収納対策課	－	事後	機構改革に伴う変更(納税促進課と統合)
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番19 移転先(部署名)	住宅営繕課	住宅・公共建築課	事後	機構改革に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番19 移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二項に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るためのカッコ書の削除
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番30 移転先(部署名)	収納対策課	－	事後	機構改革に伴う変更(納税促進課と統合)
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番30 移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るため法律番号削除
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番31 移転先(部署名)	保険年金課	－	事後	錯誤による記載内容の修正
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番31 移転先における用途	国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	－	事後	錯誤による記載内容の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番34 移転先(部署名)	—	地域福祉課	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番34 移転先における用途	—	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番37 移転先における用途	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三 十八号)による児童扶養手当の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るため 法律番号削除
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番41 移転先(部署名)	長寿福祉課	地域包括ケア推進課	事後	機構改革に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番41 移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三 号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るため 法律番号削除
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番44 移転先(部署名)	—	子育て支援課	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番44 移転先における用途	—	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者 のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡 婦についての便宜の供与に関する事務であつ て主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番47 移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律によ る障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又 は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法 律第三十四号」という。)附則第九十七条第一 項の福祉手当の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律によ る障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又 は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条 第一項の福祉手当の支給に関する事務であつ て主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るため の法律名訂正
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番49 移転先(部署名)	健康増進課	健康づくり課	事後	機構改革に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番49 移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)に よる保険指導、新生児の訪問指導、健康診査、 妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の 訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指 導、療育医療の給付若しくは養育医療に要する 費用の支給又は費用の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指 導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交 付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟 児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育 医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るため 法律番号削除

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番56 移転先における用途	児童福祉法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るためのカッコ書の削除、記載内容の修正
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番63 移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るための名称置換
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番68 移転先(部署名)	長寿福祉課	介護保険課	事後	法令等の改正、機構改革に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番68 移転先(部署名)	—	地域包括ケア推進課	事後	法令等の改正、機構改革に伴う変更(部署追加)
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番68 移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るため法律番号削除、法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番84 移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るため法律番号削除
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番94 移転先(部署名)	こども育成課	保育・幼稚園課	事後	機構改革に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 別表第一の項番94 移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	他の記述との統一を図るため法律番号削除、法令等の改正に伴う変更
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者)	—	(行追加)	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先(部署名)	—	(行追加)	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先における用途	—	(行追加)	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先(部署名)	—	地域福祉課	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先における用途	—	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先(部署名)	—	子育て支援課	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先における用途	—	母子家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先(部署名)	—	健康づくり課	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先における用途	—	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先(部署名)	—	子育て支援課	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先における用途	—	子どもの傷病に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先(部署名)	—	介護保険課	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月29日	別紙2 移転先(番号法第9条第2項に基づき制定する条例に定める事務を行う者) 移転先における用途	—	介護保険サービスを利用する者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの	事後	記載内容の修正(条例制定分の追記)
令和1年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	提供を行っている(56)件	提供を行っている(63)件	事後	前述までの変更に伴う記載内容の修正
令和1年11月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	移転を行っている(27)件	移転を行っている(33)件	事後	前述までの変更に伴う記載内容の修正
令和3年8月11日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署①部署	財政部課税課	行政経営部課税課	事後	機構改革に伴う変更
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	Ⅳ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	焼津市財政部課税課市民税担当 〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 電話番号 054-626-2149	焼津市行政経営部課税課市民税担当 〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 電話番号 054-626-2149	事後	機構改革に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月11日	IV開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	機構改革に伴う変更
令和3年8月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	財政部課税課	行政経営部課税課	事後	機構改革に伴う変更
令和3年8月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体ー使用部署	財政部課税課	行政経営部課税課	事後	機構改革に伴う変更
令和3年8月11日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	—	(課税情報の末尾に以下を追加) ,所得金額調整控除,所得金額調整控除区分,扶養 所得金額調整控除対象親族,本人 ひとり親,所得 雑業務,収入 雑業務 (申告書情報の末尾に以下を追加) ,所得金額調整控除,所得金額調整控除区分,扶養 所得金額調整控除対象親族,本人 ひとり親,所得 雑業務,収入 雑業務 (給与支払報告書情報の末尾に以下を追加) ,基礎控除額,所得金額調整控除,扶養 所得金額調整控除対象親族,本人 ひとり親 (公的年金支払報告書情報の末尾に以下を追加) ,本人 ひとり親	事後	法令等の改正、システム更新に伴う変更
令和3年8月11日	別紙1 別表第二の項番30 提供先	—	社会福祉協議会	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年8月11日	別紙1 別表第二の項番30 提供先における用途	—	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年8月11日	別紙1 別表第二の項番121 提供先	—	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年8月11日	別紙1 別表第二の項番121 提供先における用途	—	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月11日	別紙1 提供先（番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者）	別紙1 提供先（番号法第19条第10号に基づき制定する条例に定める事務を行う者）	別紙1 提供先（番号法第19条第11号に基づき制定する条例に定める事務を行う者）	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	別紙2 別表第一の項番15 移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年8月11日	別紙2 別表第一の項番100 移転先（部署名）	—	保育・幼稚園課	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年8月11日	別紙2 別表第一の項番100 移転先における用途	—	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正に伴う変更
令和3年8月11日	別紙2 別表第一の項番16,30,59 移転先（部署名）	保険年金課	国保年金課	事後	機構改革に伴う変更
令和3年8月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	提供を行っている（63）件	提供を行っている（64）件	事後	前述までの変更に伴う件数修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	移転を行っている（33）件	移転を行っている（34）件	事後	前述までの変更に伴う件数修正
令和3年8月11日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和1年11月29日	令和3年8月11日	事後	
令和5年5月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 4 2 5 - 0 0 4 1 静岡県焼津市石津7 2 8 番地の2 0 5 4 - 6 2 3 - 4 7 9 1	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 4 2 5 - 0 0 4 1 静岡県焼津市石津7 2 8 番地の2 0 5 4 - 6 2 3 - 4 7 9 1	事後	機構改革に伴う変更
令和5年5月11日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年8月11日	令和5年5月11日時点	事後	
令和5年5月11日	別紙2 別表第一の項番19 移転先（部署名）	住宅・公共建築課	建築住宅課	事後	機構改革に伴う変更
令和5年5月11日	別紙2 別表第一の項番8、12、34、47、84 移転先（部署名）	地域福祉課	障害福祉課	事後	機構改革に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月11日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	・「個人情報の保護に関する法律」及び「焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。 ・市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。	事後	他の重点項目評価書と表記を合わせた